

くろまぐろ型TACに関する岩手県計画(試行)

(第3管理期間)

平成 29 年6月 30 日 公表

平成 29 年8月 30 日 一部変更

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、そのほとんどが定置網漁業により漁獲されている。定置網漁業は、本県の重要な漁業種類の一つであり、その主要な対象魚種は秋さけ等である。一方で、太平洋くろまぐろの漁獲が比較的多い一部の定置網にとっては、太平洋くろまぐろは、重要な漁業資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量については秋さけの漁期に定置網の操業を停止することなく、太平洋くろまぐろの 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)の放流に努めるなど、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の集積を図るため、本県水産技術センターにおいては国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めに後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について岩手県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	67.16トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	我が国全体の漁獲量が 5,132 トンを超えないよう管理する。

- 1 中西部太平洋まぐろ類委員会の保存管理措置が変更された場合や我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には、漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。
- 2 また、小型魚について、全国において 3,423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置漁業の共同管理もしくは小型漁船漁業等の広域管理数量が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本県の定置網漁業の数量	67.06トン
本県の漁船漁業等の数量	0.1トン

- 1 本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの都道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値 580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(構成都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。)には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。
- 2 本県数量のうち、漁船漁業等に割り当てる数量については、本県とともに宮城県、新潟県、富山県、福井県、愛知県、京都府、大阪府、岡山県、広島県、香川県、佐賀県、大分県及び沖縄県が当該漁船漁業等の広域管理を行うこととするが、これらの都道府県における漁船漁業等による漁獲量の積み上げにより、広域管理に参加する都道府県の漁船漁業等の割当数量の合計値 7.94トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(構成都道府県の漁船漁業等の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。)には、本県が漁船漁業等の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の漁船漁業等の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1 定置網漁業

(1) 小型魚の漁獲が見込まれ、サケの漁獲が多くない時期(7～9月)

- ・ 30 キログラム未満の小型魚の放流に努める。
- ・ クロマグロが大量に入網した場合は、網起こし回数の削減に努める。

(2) 小型魚の漁獲が見込まれ、サケの漁獲が多い時期(10～12月)

- ・ 30 キログラム未満の小型魚の放流に努める。

(3) 小型魚の漁獲があまり見込まれない時期(1～4月)

- ・ 30 キログラム未満の小型魚の放流に努める。

(4) 小型魚の漁獲が多く見込まれる時期(5月～6月)

- ・ 30 キログラム未満の小型魚の放流に努める。
- ・ 特に小型魚の漁獲量が多い定置網は、連続的に、網揚げ、垣網の撤去又は魚獲りの開放など漁獲する機能を失う措置を行う。

(5) 第3に示す本県の定置網漁業の数量の9割到達時

- ・ 30 キログラム未満の小型魚全ての放流に取り組む。

(6) (1)から(5)の取組状況について、クロマグロ入網時の漁場ごとの記録を求め、履行を確認する。

2 定置網以外の漁業(かじき等流し網漁業(10トン未満船)等)

(1) 周年実施する取組

- ・ 目的操業の自粛を実施する。
- ・ 30 キログラム未満の小型魚全ての放流に取り組む。

(2) (1)の取組状況について、クロマグロ漁獲時の記録を求め、履行を確認する。

3 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

- 4 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割超過の際は操業自粛(小型魚の全数放流)を要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
- 5 水産庁は定置網の共同管理又は漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際は操業自粛要請を各都道府県に対して発出することとし、県はこれに応じて、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
- 6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。
 - (1) 漁業者の取組について周知を図る。
 - (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

第2及び第3に示した知事管理数量、定置網の共同管理又は漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

- 1 定置網漁業については、月別漁獲の特徴を踏まえて以下のとおりとする。
 - (1) 6～8月(主漁期):水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内
 - (2) 9～11月:月3回(1～10日、11日～20日、21日～末日)
- 2 定置網漁業以外の漁業については、第2及び第3に示した採捕の種類別の数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。
 - (1) 5割を超え6割に達するまで:月3回(1～10日、11日～20日、21日～末日)
 - (2) 7割を超えた場合:水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内
- 3 漁獲状況の把握は、岩手県水産情報配信システム及びTACシステムによる漁獲量の集計で代えることができるものとする。ただし、県内市場以外に水揚げした場合には、上記1、2に基づき報告するものとする。
- 4 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。